

第16回 地方分権改革有識者会議 ・ 第1回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時・場所：平成26年8月1日（金） 13:00～14:12 地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、柏木齊、白石勝也、勢一智子、谷口尚子の各議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、磯部哲、伊藤正次、小早川光郎、勢一智子、山本隆司の各構成員（小早川及び勢一構成員は地方分権改革有識者会議議員との兼務）

〔政府〕新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、関口昌一内閣府副大臣、伊藤忠彦内閣府大臣政務官、松山健士内閣府事務次官、井上源三内閣府審議官、末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題：

平成26年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方について（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）

1 冒頭、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から以下の主旨の挨拶があった。

（新藤大臣）提案募集方式について、地方から126団体953件の提案があった。この提案募集方式や、手挙げ方式については、地方からの期待がとても高く、全国知事会や全国市長会など地方団体と話をする際にも、注目されている。この方式が本当にうまく機能するののかという点についても関心が寄せられており、我々の責任は重い。地方の熱意に応えられるよう、成果を出していきたい。

7月25日の閣僚懇談会において、私から各大臣に対して提案状況を説明した際、提案の件数の多さに閣僚の中からどよめきが起こり、驚き、喜んでいただいた。

安倍内閣総理大臣は、今後、地方創生のために「まち・ひと・しごと創生本部」において取組を推進していく。地域活性化との車の両輪となる地方分権改革の実効性を上げることで、全国津々浦々に元気を届け、持続可能な自立した地域をつくることのできる。このように、地方分権改革が国策の中核にあることを、誇りに思っている。

これまでの動きとしては、「地方分権改革の総括と展望」について、6月24日に神野座長から私に手交していただき、6月27日に政府の地方分権改革推進本部に私から報告したところ。その際、安倍内閣総理大臣からは、各大臣に対し、新しいステージを迎えた地方分権改革に率先して取り組むよう指示があった。また、6月30日には第1回の地方分権改革シンポジウムを開催した。締切りの1週間前に募集を打ち切ることになるほどの盛況ぶりであり、安倍内閣総理大臣からも挨拶をいただいた。

本日の会議から、地方からの提案に対する検討を進めていく。地方創生の動きの中で、地域活性化と地方分権改革をセットにして、相互作用により実効性を上げたいと考えており、国家戦略特区などの既存の特区制度とも連携し、精力的に進めていきたい。

2 次に、神野座長から提案募集検討専門部会について、末宗内閣府地方分権改革推進室次長から地方からの提案状況や重点事項等についてそれぞれ説明があり、その後意見交換が行われ、資料3、資料4及び資料5が了承された。概要は以下のとおり。

（神野座長）資料1のとおり、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）により、地方からの提案のうち特に重要なものについては、有識者会議又は専門部会で集中的に調査・審議を行い、実現に向けて検討を進めることとしていたが、7月31日の有識者会議（持ち回り開催）で提案募集検討専門部会の開催について了承されたため、専門部会の構成員を指名した。

（末宗次長）資料2は、地方からの提案状況の全体をまとめたものである。126団体953件の提案があったところ。資料3は、提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項の考え方を整理したものである。資料4は、提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項の一覧である。資料5は、提案を検討する全体のスケジュールである。

本日欠席の古川康議員からは、事前に書面で意見をいただいているため、紹介する。

1 全国知事会の当面の地方分権改革・農地制度改革に対する考え方

7月15～16日に全国知事会議を開催し、「地方分権改革の推進について」「農地制度の見直しについて」を

まとめた。全国知事会は、従来からの課題への対応として、「農地制度の見直し」、「アベノミクス効果の地方波及」、「ハローワーク特区の検証」などを求めている。

また、「提案募集方式」については、「国が選ぶのではなく、地方が選ぶ地方分権」として評価するものであり、地方分権改革有識者会議及び専門部会を有効に活用しながら、内閣府が所管府省としっかりと調整を行うことにより、個々の提案をできる限り実現することを求めている。

2 提案募集に対する基本的な考え方

今後、次の点を重視してほしい。

- ・地方創生、人口減少、産業振興・経済成長に関する対応は、スピード感をもって行うべきである。多くの地方公共団体は、具体的な支障事例を挙げ、内閣府との事前相談を経て提案している。今後は、これまでの各府省の姿勢に拘ることなく、見直しを拒む立証責任は所管府省にあるという認識で検討すべきである。
- ・提案募集検討専門部会又は農地・農村専門部会で検討する事項以外について、内閣府と各府省の調整過程における進捗がない案件については、提案募集検討専門部会で処理するなど、実現に向けた柔軟な対応が必要である。

(小早川座長代理) 資料4に記載されている地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)に関する事項について、これまでの見直しとの関係はどのようになっているのか。地方分権改革推進委員会等におけるこれまでの見直しで、取り上げられ見直しが途中まで行われたものがあるのか、それとも、当時取り上げるべきだったが取り上げられていなかったものもあるのか。

(末宗次長) 第2次地方分権改革において、これまでにメルクマール等に基づいて整理したものが再び提案として挙がっているという事項は、資料3のCに該当するものが多い。

資料3のAは、これまでに議論されていなかった事項であり、例えば、政省令による義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会における検討の対象外となっていたため、今回はAに該当する。また、資料3のBは、これまでに地方分権改革推進委員会等において議論されてきているが、その後新しい要素が出てくるなどして、もう一度議論できると考えられる事項である。

(小早川座長代理) 例えば、資料4のP.7に記載されている公営住宅の明け渡し請求の収入基準については、公営住宅の入居収入基準が既に措置されているところ、明け渡し請求の収入基準が措置されていなかったのは、どのような事情であったのか。

(神野座長) 資料3のAに分類される事項であり、これは、これまでに検討されていなかったということである。

(末宗次長) 公営住宅の入居収入基準については従来議論されてきたが、明け渡し請求の収入基準については議論されていなかったと理解している。

(小早川座長代理) 地方分権改革推進委員会では、最初に全ての義務付け・枠付けに網をかけて仕分け、その結果として義務付け・枠付けの見直しを行う対象を4076条項に絞ったはずである。なぜ、この明け渡し請求の収入基準は対象とならなかったのか。

(末宗次長) 確かに、最初は全体で10057条項を一通り扱っていた。今回議論するに当たって、当時の記録を紐解いてみたが、議論された形跡がなかった。

(高橋部会長) 小早川座長代理と当時一緒に検討を行ったが、見直し対象のうち重点事項を絞り込むに当たっては、「施設・公物の利用者資格・利用者数」という整理であったのではないか。

(小早川座長代理) 当時は、「施設・公物の利用者資格・利用者数」を広く解釈して、入居収入基準も該当するものとした。そうであるならば、明け渡し請求の収入基準も同様ではないか。

(神野座長) 小早川座長代理の議論は、資料3のA-①とB-①のどちらに位置付けるべきかということか、それとも、重点事項として取り上げるべきか否かということか。

(小早川座長代理) 私の質問の趣旨は、取り上げるということ自体はAとBのどちらでも変わらないが、経緯については関係省庁との議論の中で当然出てくるということである。当時は取り上げるべきではないという整理で取り上げなかったのであれば、なぜ今回取り上げるのかということになるため、考え方を整理しておかなければ様々な場面で影響が出るのではないか。

(末宗次長) 900以上の提案が提出され、事前相談の段階で提案団体とやり取りしていたものは、過去の議論を含めてしっかり調べることができた。短期集中で分類を行い、小早川座長代理が指摘するようなこれまでに取り上げるべきでない整理された事項についてはおおむね資料3のCに分類してきたが、提案募集の締切り直前に多くの提案が出されたこともあるため、提案募集検討専門部会でヒアリングを行う前に、過去に議論がなされていることなどが新たに分かったものについては、相談の上、ヒアリングを行わないという判断もあり得る。

(小早川座長代理) まだ経緯を十分精査しきれていないものもあると理解するが、精査を行い、資料3のAに分類されている事項について、これまでに議論されてはいるが今回取り上げるべきというものは、Bに移すということになる。

(新藤大臣) 資料4の提案主体の欄には複数の団体が記載されているが、これは、記載されている団体が一緒に提案を提出したということではなく、別々に出された提案の内容が一致したという理解でいいか。

(末宗次長) そのとおり。

(新藤大臣) 資料3の注2が大切であり、一応はA・B・C、①・②と分類したが、どの分類にすべきかについては、関係府省から要望も出てくる。このため、それらも踏まえた上で、最終的には必要な事項はすべて提案募集検討専門部会で取り上げるという柔軟性を保ち、A-②に分類されているから検討は不要ということにはならないようにする。また、これまでに議論されてきている事項についても、情勢変化等があり、前回の検討における整理と今回の検討における整理が異なる場合も想定できるため、予断を持たずに進めてもらいたい。

(神野座長) この提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項については、資料3及び資料4のとおりとして開始するが、今後の検討や経緯の精査等を踏まえて柔軟に対応していくこととする。以上を前提に、資料3、資料4、資料5のとおり対応することを了承する。

(白石議員) 一の県、市、町村から個々に提案があったものについては、提案について検討し実施するという結論が出た場合、提案団体である当該県、市、町村が行うことになるのか。

(神野座長) 制度としては、提案団体だけではなく全体で実施する。検討過程で手挙げ方式とすることもあり得るが、手挙げ方式自体を最初から前提にしているわけではない。

(末宗次長) 全国の制度として実施する提案と、手を挙げている地方公共団体のみで実施する提案の2種類がある。

(小早川座長代理) 提案募集方式と手挙げ方式は、別々に議論してきており、制度の仕組みのコンセプトは別々である。今回の提案募集において、必ず全国一律のものとして是非を検討するのか、手挙げ方式によって実施することも場合によってはあり得るのか。また、提案を提出する際に、手挙げ方式で実施してほしいという希望を記載する様式であったのか。

(末宗次長) 全国的な実施を求める提案であるのか、希望する地方公共団体に実施する提案であるのか、提案団体に明確にしてもらった。

例えば、資料4のP.10の「開発行為の許可権限」については、現在特例市まで権限移譲されているところ、希望する市まで権限移譲してほしいという提案である。これは、希望する市まで権限移譲することが前提の提案として、関係府省に検討してもらおう。ただし、提案のとおり実施するのか、もう少し広く移譲するのかという議論は、検討の中であるかもしれない。

(柏木議員) 農地・農村部会においては、提案募集の日程より少し早めに動いており、全国的連合組織から要望を受けて、農林水産省へ意見照会をするという流れになっている。今回の提案募集では、全国的連合組織とは別に、各地方公共団体からも同様の趣旨の提案が提出されている。

しかし、農地・農村部会で扱う権限移譲に関しては、全国一律で同じ制度を適用できるかについて、結論を出しているわけではないが、移譲先に一定の線引きを入れて、救済方法を設けながらも権限移譲を進めるべきであるという考えを基本として進めたい。制度を全国一律に変え、すべての地方公共団体がそれに沿わなければならないとすると、従来の手法と変わらない。このため、実施する方法については、移譲先に線引きを入れながらも権限移譲して前に進めたい。

(神野座長) この地方分権改革有識者会議において決定した「地方分権改革の総括と展望」の中で、提案募集方式や手挙げ方式の位置づけについて整理して記載した。それを最初の基準として進めることとする。

(新藤大臣) 柏木議員の指摘は、重要である。最終的には、提案をどうするかについて、例えば、地方に対する規制緩和の提案に関して、地方分権改革の枠組みで扱うべきか否かということも議論になり得る。一の地方公共団体にのみ実施するのであれば、構造改革特区を活用するという手法もある。

このため、提案内容をどのように実施するのかは、あらかじめ固めるのではなく、よく議論しなければならない。例えば、農地転用許可に関する権限移譲について、段階的な区分を設けることが制度として可能であるか否かは、提案内容を検討した上で、別途議論すればいい。地方に対する規制緩和と権限移譲を内容とするのであるから、原則は全国で実施するという提案であるが、一方で、手挙げ方式で実施してほしいということを明確にした提案もある。これらも含めて提案を検討し、最終的に煮詰めて実施の形を決めてはどうか。

(白石議員) 都道府県では、規模等もおおむね同様である。市では、指定都市、中核市、特例市というように区分

が分かっている。例えば、教育に関する権限移譲については、教育費の問題があり、大きな市でなければ移譲を受けることができない。

町村も現在 928 団体あり、団体間で規模等は異なる。このため、この町では権限移譲を受けたいがこの村では受けたくないという議論が出る可能性がある。農地転用許可に関する権限に関しても、地域のことは町村が一番よく分かるため町村会として移譲を求めるといった結論になったが、議論の中で、町村で行わずとも県で行えばいいなどの意見が出た。

(神野座長)「地方分権改革の総括と展望」において、権限移譲に当たっては全国一律に行うことを基本とするが、地域特性や事務処理体制等に大きな差があることから全国一律の移譲では改革が進みにくい場合には、「手挙げ方式」の導入も考えられるとしている。この基本のとおりに進め、地方提案の検討を進める中で議論していきたい。

3 最後に、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

(新藤大臣) 提案募集検討専門部会の構成員には、本日は承された重点事項について、関係団体からのヒアリングを8月下旬に4日間ほど、関係府省からのヒアリングを9月上旬に5日間ほど、集中的に行っていただくことになる。

また、次回の地方分権改革有識者会議では、地方からの提案に対する各府省からの回答状況、提案募集検討専門部会におけるヒアリングの状況等の報告を受け、議論したい。年末に地方提案に対する対応方針を決定し、次の通常国会に法案を提出することを目指して準備を進めたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)